

# 平成 29 年度 事 業 計 画

## ■各部門別事業計画

### 1. 組織広報対策事業

#### (1) 会員の増員と組織の拡充

未加入県での新規会員の加入促進のための直轄会員制の導入といった会員種別の拡充を踏まえ、より広範な連携が可能となる組織作りを目指していく。

#### (2) 賛助会員及び特別賛助会員の加入促進

日鷺連の目的に賛同し、諸事業の推進にご協力頂ける鳶・土工事業に関連する業者をそれぞれ特別賛助会員・賛助会員として募っている。今後も会員に対する様々な事業における連携や周知を図ると共に、より活動しやすい環境の構築等を整備し、加入の機会を広め、更なる促進を図っていく。

#### (3) 日鷺連青年部による組織の活性化

業界における技能労働者の高齢化は、近い将来の大量離職による建設産業の衰退という業界を挙げての深刻な課題となっており、当会でも、次代を担う若手会員の加入促進が求められている。

そうしたことから、昨年次代に向けた事業継承を基本理念として、規定概念にこだわることのない意見・提言の場として青年部を設立し、全国より若手会員を募集し、第1回青年部会議を開催。

今年度は、集まった若手会員により様々な事業運営の意見を反映できる組織体制の確立に向けて協議する。

#### (4) 各種表彰申請制度の申請

多年にわたり建設業界や地域社会の振興と発展に貢献した役員、会員の方々を日鷺連として表彰するためにも、表彰申請に関する体制整備を図っている。功績の高い方々を、叙勲（1類・2類）、褒章、国土交通大臣表彰、同大臣顕彰（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が申請窓口）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰（建設業労働災害防止協会が申請窓口）の候補者として申請するために表彰選考委員会において協議し、選出基準を示した（一社）日本鳶工業連合会表彰規程に基づき、より適正な表彰申請体制を確保する。

#### (5)日鷺連新聞の発刊及び日鷺連手帳の作成、配布

日鷺連の広報活動である日鷺連新聞（毎月1回発行）は、現在隔月での発刊となっており、全会員へ直接郵送されるほか、関係団体、諸官庁にも送られている。

日鷺連の事業活動、理事会や各委員会等の諸会議開催状況等の事業周知、組織のPRを図ると共に、建設業に関連する諸政策の動向、建設業界の情勢、更には昨年度より会員のメリットにつながるための工具フェアの紹介や団体保険制度の募集パンフレットの同封などこれまでにない周知方法を展開した。今年度についても更に会員ニーズに応えられるよう配慮し、一層充実した内容となるよう検討する。

#### (6)ホームページ内容の充実

会員の要望に適時に応えられる媒体として、ホームページはより重要な位置を占めている。今年度は、引き続き、日鷺連での各種会議の内容や各都道府県連における各種講習会の開催案内、諸官庁・関係団体からの周知依頼による内容を掲載していくとともに会員ページの普及活用や機関誌との連動性をより検討し、情報発信を図っていく。

## 2. 経営雇用対策事業

### (1) 諸官庁・関係団体に対する要望・陳情

日鷺連では、昨年度より要望・陳情体制を一新し、顧問を通じ様々な要望を展開しており、今年度についても議員連盟設立に伴い、政策的な組織作りを構築し、これまでのとび・土工事業者を取り巻く諸問題について積極的に協議し、会員企業にとって実になるよう各関係機関に働きかけを行っていく。

### (2) 適切な健康保険への加入促進

優秀な人材確保と共に、現場の労働者を守るため、健康保険の加入は極めて重要な問題と認識されている。このため政府は建設業における加入を促進することとしており、我々専門工事業者においても、その対応は喫緊の課題となっている。

今年度は、全国建設工事業国民健康保険組合にも協力を図り、加入に向けての普及促進を通じて、各会員企業の社会環境改善のための情報提供を行っていくこととする。

### (3) 将来を担う人材の確保・育成

建設業界では人材不足が進行すると共に、若年入職者が減少するなどしており、

優秀な人材を確保することが急務となっている。

当会では、一昨年厚生労働省より委託され実施した「ものづくり立国の推進事業」による若年技能者の入職促進、業界の資質向上についての活動を踏まえ、各関係省庁のよる様々な事業をホームページや日鷺連新聞等を通じて積極的な情報提供を図っていく。

#### (4) 各種融資に関する情報提供及び指導

下請建設企業等に対する金融支援である「下請債権保全支援事業」、元請建設企業等に対する金融支援である「地域建設業経営強化融資制度」等の各種融資の存在は、厳しい経営環境が続く中で切要となるため、日鷺連新聞等を通じて周知を徹底する。

また、国土交通省が前払金制度と併せて公共・民間工事施工資金調達手段の「標準装備」となるべく普及に力を入れている「下請セーフティネット債務保証事業」についても、情報提供を図っていく。

#### (6) 建設産業構造改善事業について

建設業を取り巻く経営環境の厳しさを乗り切るためにも、経営基盤の強化、体質の改善の契機が必要である。よって、(一財)建設業振興基金が実施する「建設産業構造改善助成事業」により、当業界の改善の契機となるよう努める。

また、「建設産業体質強化支援緊急助成事業」も積極的に活用し、業界団体としての社会貢献、広報活動、地域活性化などの建設業振興活動を推進する。

#### (7) 建設雇用改善推進事業の活用促進

当事業は、建設産業の若年労働者の技能向上ならびに魅力ある職場環境の改善に取り組む事業者等に対して助成されるものである。日鷺連においては、建設労働者のキャリア形成が円滑に出来るよう、登録鷺・土工基幹技能者講習会や各種技能講習会、特別教育、技能検定研修会等に関する助成金案内に関して、機関誌やホームページを通じて、周知徹底を図っていく。

### 3. 総務対策事業

#### (1) 円滑な業務運営のための諸規定等の検討・整備

当会では、一昨年より組織体制の見直しを着手し、時勢に沿った諸規程の改訂を実施し、これまで業務の円滑化を図るべく、都度定款の改正や共済基金の改訂、会費規程の整備等を行ってきた。今年度は更なる事業との連動性を目的に、各規

程の整備を行い、より高度で専門的な課題に対応出来る体制づくりを押し進めていく。

## (2)各種共済制度の加入促進

日鷺連では、一昨年福祉対策事業の一環として、会員事業所を対象に明治安田保険サービス㈱を代理店として賠償責任保険、労災上積み保険、総合生活保険の3つの損害保険についての団体保険制度をスタート。昨年については、生命保険型の商品を明治安田生命保険相互会社より認可を得ることができ、3月1日よりスタートした。今年度について、損害保険型、生命保険型の2つの保険商品の加入の促進をしていくとともに新たなオプションなどについても検討とし、会員に対する福祉向上を図っていくこととする。

## (3)川島共済基金の適正運営

川島共済基金は相互扶助の精神に基づき、会員のための福祉事業として弔慰金、見舞金、長寿祝い金の支給を行い、昨年度は、実働に伴った支給金額の改訂を行った。今年度は、必要に応じて基金引当金、会則等の見直し、点検をしながら、適正な事業運営の確保について検討する。

## (4)関係福祉団体の加入促進の支援

(独)勤労者退職金共済機構が運営する建設業退職金共済制度(建退共)は、雇用形態が特殊で複雑な建設業界において利用しやすい退職金制度であることから、日鷺連会員にとっても従業員福祉の一環として重要なものである。日鷺連では、今年度も引き続き、契約者に対し共済証紙の労働日数分の確実な貼付、共済手帳の更新手続きの励行、退職時の共済手帳の引渡し、退職金の請求等についての周知を図る。

さらに、専門工事業者に対する各種共済制度の普及、加入促進として、(独)中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済制度」(経営者の退職金に当たるもの)、「中小企業倒産防止共済制度」(取引先が倒産したときに、貸し付けを行う制度)の普及、加入を促進し、会員企業の安心と安定を図る。

その他、各機関等による様々な共済制度等の新設に応じ、日鷺連新聞等を通じて、周知を図っていく。

## 4. 技術技能対策事業

### (1)各種作業主任者等技能講習及び安全衛生教育の実施による有資格者育成の促進

昭和 47 年に労働安全衛生法が施行されて以来、各種作業主任者等技能講習を全国で開催、資格取得を促進してきた。しかしながら、近年若年入職者の減少などにより受講者数は、大幅に落ち込む傾向を示している。

このような状況の中、今年度日鳶連では、各作業主任者技能講習や一昨年の法改正により義務付けとなった足場の組立等作業従事者特別教育の実施などを中心に安全安心のための有資格者の育成・促進に努めるとともに各地域での適正な講習のための現行ルールを見直し、周知のための管理者教育を実施していく。

## (2) 技能士など国家資格取得の促進

厚生労働省所管の技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準に従って検定し、国として証明する国家資格である。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されている。

とびの技能検定は、昭和 39 年から実施されており、平成 16 年には、受検資格要件の大幅な緩和により若年労働者の受検者数の増加、特に 1 級受検者数は増加が際立っている。今年度もこのとび技能検定を志す人のために、技能検定ガイドブックを作成し、6 月より受付・販売する。

更に、国土交通省所管の 1・2 級建築施工管理技士、1・2 級土木施工管理技士といった、(一財)建設業振興基金及び(一財)全国建設研修センターが取扱っている資格取得のための情報提供を行っていく。

## (3) 登録鳶・土工基幹技能者講習会の実施と普及促進

国土交通省から平成 8 年に発表された「建設産業の構造改善戦略プログラム」の「基幹技能者育成推進事業」に基づき、(一社)日本建設躯体工事業団体連合会との連携により鳶・土工基幹技能者講習会を平成 17 年より実施。平成 20 年には建設業法施行規則が改正され、国土交通大臣の登録を受けた「登録鳶・土工基幹技能者講習」の名称となり、その資格運営団体として新規受講者・修了更新者に対する講習会を実施している。今年度も引き続き、講習会の公正な運営について協議するとともに、新規講習及び更新期限を迎える修了者への情報提供を行い、円滑な更新手続きが図れるよう努めていく。

## (4) 技能士カード等の発行及び各種修了証の再交付

日鳶連では、一昨年度より「技能士カード」の発行事業を開始。これは、とび 1・2・3 級技能検定合格者を対象にした「技能士」の称号を持つ者の任意の証明書で

あり、現場携帯により必要に応じて速やかな提示が可能となる。また、とび1・2級技能検定合格者については、「労働省告示第113号（昭和47年9月30日）」に基づき玉掛け作業に従事できる証明書として同様に「玉掛け資格証」の発行も従前どおり実施していくこととしており、再交付事業とともに、技能士合格者及び技能講習修了者等の利便性の確保を図るため、機関紙及びホームページでの会員事業所に周知していくこととする。

#### **(5) 技能五輪全国大会への協力**

中央職業能力開発協会では、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の機運を醸成するため、1963年より技能五輪全国大会を52回開催してきた。第47回いばらき大会から「とび」職種が新たに加わり、昨年（第54回大会（開催地、山形県））まで各地域の予選会方式で選抜された選手により実施された。

日鷲連では、引き続き第55回大会（開催地、栃木県）に向けて、とび職種団体としての協力を行い、各委員・補佐員を選任すると共に、課題及び採点基準の作成に援助・協力を行っていく。

#### **(6) 墜落・転落災害等防止措置の普及・促進**

建設業における労働災害において、墜落転落災害は死亡災害の中で依然として高い水準を示している。厚生労働省では、平成27年7月1日には、安衛規則を改正し、足場からの墜落等に係る労働災害防止対策に関する規制強化を実施し、それに伴い足場の取扱い作業員に対する特別教育の受講が法制化されている。

今年度については、昨年に引き続き足場の組立て等作業主任技能講習の登録機関として該当都道府県での特別教育開催をもとに会員企業における労働災害防止対策の積極的な実施を図っていくこととする。